

答 申

諮問第104号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙の(1)から(4)までに記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年12月12日付けで別紙の(1)から(3)について、平成25年12月14日付けで別紙の(4)について、4件の公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年12月19日付け監察第64号、第65号、第66号及び第69号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年12月26日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
当該非開示決定の取消しを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約

すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立てに係る当該非開示決定処分を取り消し、調査した内容を頭脳に記憶させていたとする判断を文書化し、作成して開示することを求める。監察査察監としての職務権限を遂行するに当たり証拠を残さないやり方は義務に違反する。
- (2) 監察査察監の独断偏見に基づき調査もせず、職員等からのヒアリング調査、文書の精査等の実施不実施も証拠がなければ分からない。監察査察監といえども、公務員であり県民の税金で賄われている以上、国民の奉仕者であり、不正の通報に関して「不正の有無」について真摯に答えるのが義務である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、審査会における説明及び意見の陳述並びに審査会へ提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求の対象公文書について

異議申立人が平成22年3月2日付けで知事あてに提出した請願書に対して、平成22年4月5日付け知事名の異議申立人あての回答文書にかかる次の各号に掲げる文書と特定した。

(1) 別紙の(1)から(3)までの開示請求

平成22年4月5日付け21監察第71号「請願書に対する回答について」の回答にあたって、監察査察監が作成した調査報告書

(2) 別紙の(4)の開示請求

平成22年4月5日付21監察第71号「請願書に対する回答について」において、和歌山市上三毛字東山田地区において公図訂正の申出を行う予定はないとの知事の発言を記す文書

2 本件処分について

(1) 別紙の(1)から(3)までの開示請求に対する処分について

異議申立人は、平成20年12月から、和歌山市上三毛字東山田地区における昭和40年代の県道用地の買収及び平成13

年に行われた公図訂正に関し、不正行為等通報（6回）、請願書等の提出（4回）、告発喚起文の提出（1回）を行っている。

実施機関は、当該通報等に関しては、担当所属において調査及び確認を行い、当該公図訂正に不正を疑わねばならない点が認められなかったため、異議申立人あてに「問題はない」旨の回答を行ったところであるが、当該通報等に対する調査報告書は作成していないことから、本件開示請求については、「作成又は取得していないため」との理由により非開示とした。

当該通報等に関する事務は、監察査察監が通報の受付窓口となり、監察査察監自らが対象を調査のうえ、不正等の事実があるか否かの判断を下して異議申立人に回答している。このため、調査過程の情報管理も監察査察監が単独で行ったことから、起案文等は作成されず、回答文のみが作成されたものである。当該通報等に関する公文書関係としては、通報を受け付けた旨の受理簿や通報者から提供された資料等及び異議申立人に対する回答文書は存在するが、それ以外の文書は存在しない。これは、調査結果に至る過程が、主に職員等からのヒアリング調査、あるいは対象所属に保管されている公文書の精査等による監察査察監自身の判断によるものであり、調査報告に類する文書等が作成されていないためである。

(2) 別紙の(4)の開示請求に対する処分について

平成22年4月5日付け21監察第71号文書は異議申立人に対し知事名で回答しているが、起案は監察査察課で行っている。「平成13年に行った公図訂正は適正に行われている」という県の姿勢・見解に変わりはないことから、「公図訂正の申出を行う予定はありません」との回答案により決裁を受けているもので、知事が具体的にそのような発言を行ったと証する公文書は存在しない。

よって、本件開示請求については、「作成又は取得していないため」との理由により非開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 別紙の(1)から(3)までの開示請求について

(1) 本件処分の対象公文書について

平成22年4月5日付21監察第71号「請願書に対する回答について」(以下「本件回答」という。)において、和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正及び当該地内における県道船戸海南線の用地買収については、適正に行われている旨記載していることの「調査報告書(調査方法を含む。以下同じ。)及び絶対的根拠」となる公文書が存在する場合、当該公文書が本件開示請求の対象となるが、実施機関は回答文を作成したのみで、その他の公文書の作成及び取得はしていないため、本件開示請求の対象となる公文書も存在しないと主張している。したがって、当審査会は、本件回答の「調査報告書及び絶対的根拠」となる公文書が不存在であるという実施機関の主張の妥当性について、判断する。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、不正行為等通報に関する事務は、当該通報等を受けてから、調査し、回答を行うまで、情報管理も監察査察監が自ら行うため、調査報告書を作成していない旨説明する。

和歌山県不正行為等通報処理要領(以下「要領」という。)の第11条において「通報窓口及び通報事案に係る課室は、

各通報処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で保管しなければならない。」と規定されている。

この点にも関連して公文書の作成について実施機関に説明を求めたところ、実施機関は次のとおり回答した。

監察査察監は通報の受付窓口として通報処理に係る記録である受理簿等は保管しているところ、関係資料は基本的に通報事案に係る課室で保管しており、職員の処分に係る案件は監察査察課でも必要に応じて書類を作成する場合もあるが、今回は職員の処分には至らないと考えたので、書類は作成していない。本件開示請求書記載の請願書は、以前の通報等と同趣旨であったため、監察査察監は新たな調査等を行う必要性を認めなかったことから、調査報告書の作成を行わず回答文書を作成した。

なお、和歌山県個人情報保護審議会における諮問第7号答申において、不正行為等通報に関する事務は、特殊かつ専門的な事務内容のため、監察査察監自らが一連の事務処理を行うことから、起案文が作成されないという実施機関の説明についても、事実であると認めるに足ると示されている。

したがって、本件開示請求の対象公文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 別紙の(4)の開示請求について

(1) 本件処分の対象公文書について

対象公文書は、本件回答において、「現在、上三毛地区字東山田地内において県道船戸海南線に係る公図訂正の申出を行う予定はありません」と記載されている内容を知事が発言したことを証する公文書であると認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件回答は知事名で回答しているが、知事が具

体的にそのような発言を行ったと証する公文書は存在しない旨説明する。

実施機関の文書事務について規定する和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）では、第29条第1項において、公文書の発信者名が公文書の内容に応じて規定されており、本件回答の発信者名が知事であることは、その公文書の内容が知事を発信者名とすべきものであったことを意味するに過ぎず、知事が実際に本件回答の内容を発言したことを意味するものではないと考えられる。

このことから、本件回答については、発信者名が知事の回答案により決裁を受けているもので、知事が本件回答の記載内容について具体的に発言を行ったと証する公文書は存在しないとの実施機関の説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年1月8日	○諮問（実施機関）
平成26年1月16日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成26年1月23日	○異議申立人からの意見書を受理
平成28年2月1日	○審議
平成28年2月17日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年5月24日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成28年8月16日	○審議
平成28年8月30日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年9月12日	○審議
平成28年9月23日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年10月3日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

	請求日	請求内容
(1)	平成25年12月12日	平成22年4月5日付「21監察第71号請願書に対する回答」の中で公図訂正や昭和40年代用地買収が適正である為には、同意書がもらえなかった理由を関係者に示す必要があり、同意願書を作成した土地家屋調査士〇〇〇〇が、公嘱理事長の前で、法務局、財務事務所と共に添付したことを証言している。和歌山県も認めている。調査方法と調査報告書、適正であったと判断できる絶対的根拠の開示。
(2)	平成25年12月12日	平成22年4月5日付「21監察第71号請願書に対する回答」の中で「昭和40年代の当該用地買収は適正に行われ」と記載がある。和歌山市上三毛字東山田、字北原の無番地（国有地）を通過していた為に公図訂正したと財務事務所調書（505号、055号）に記載している。適正判断の絶対的根拠の開示。
(3)	平成25年12月12日	平成22年4月5日付「21監察第71号請願書に対する回答」の中で、当該公図訂正については適正に行われています」の判断根拠となった絶対的根拠の開示。
(4)	平成25年12月14日	平成22年4月5日付「21監察第71号請願書に対する回答」の中で3に記載する（平成22年1月15日付第6926号）に対する回答「現在、上三毛地区東山田地内において県道船戸海南線に係る公図訂正の申出を行う予定はありません」が、和歌山県知事〇〇〇〇の知事の立場（公式な）で発言したことを証する公文書の開示。